

島根県監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、島根県知事から令和3年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和4年11月1日

島根県監査委員	白	石	恵	子
	同	加	藤	勇
	同	山	口	和志
	同	三	島	明

令和3年度 包括外部監査結果報告書における指摘・意見について

- 1 包括外部監査の特定事件
農林水産分野における補助金の事務執行について
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置等
次のとおり

令和3年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の内容

テーマ 農林水産分野における補助金の事務執行について

指摘事項・意見	処理方針・措置状況
<p>第1. 総論</p> <p>【意見】</p> <p>補助金の目的の達成度を測る（効果測定）ための尺度・基準として適切なものを設定すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の効果測定のための尺度・基準として適切なものを設定するためにはまずもって補助金の目的が具体的かつ明確になっていなければならない。また、補助金の必要性については当然吟味されなければならないが、特に国庫補助金において補助対象としていないものを補助対象とする補助金を島根県が創設する場合（補助対象を広げる場合や補助金額を上乗せする場合）、その補助金の必要性（補助対象の妥当性）についてはより慎重かつ丁寧に吟味する必要がある。 ・ 補助金の効果測定のための尺度・基準や目標値は当該補助金との関連性のあるものとしなければならない。 ・ 補助金の効果測定のための資料を補助金受領者に提出させるべきである。 ・ 実際には補助金の効果測定のための尺度・基準や目標値を設定することが困難な場合もあるが、効果測定のための尺度・基準や目標値を設定しない補助金は効果不明の補助金となるおそれがあるということを自覚し常にその必要性に目を光らせておく必要がある。 	<p style="text-align: center;">（農林水産総務課）</p> <p>補助事業については、適切な成果指標の設定、指標に基づいた効果測定及び達成状況の把握を実施するとともに、達成状況等を基に事業の有効性・効率性について検証を行うよう部内に周知を図った。</p>
<p>【意見】</p> <p>消費税の課税事業者か否かに関する報告書を提出させるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の交付要綱において、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の作成・提出に関する規定を設けているものがあるが、その場合でも「補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合」に該当していない場合には提出は不要とする運用を行っている場合がある。 <p>この問題点については、島根県の平成30年度の包括外部監査「商工労働部における補助金の事務執行及びKPIの設定とそのフィードバックについて」における意見で指摘するところであり、上記規定の趣旨（消費税込みの金額を補助対象</p>	<p style="text-align: center;">（財政課）</p> <p>各部局に対し下記の留意事項について改めて確認を指示し、全庁での対応の徹底を図った。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 消費税の仕入控除税額の減額を行う必要がある補助金等で、交付要綱等に規定を設けていない場合は、規定を整備すること。 ② 仕入控除税額の減額の要否については、補助金の交付申請書に課税事業者かどうかのチェック欄を設け、仕入控除税額の減額が不要であることを確認したり、仕入控除税額の減額による返還額がゼロ円の場合も報告を求めるなど、各部局毎に様々な方法で確認を実施してい

<p>経費とした場合で、かつ交付先が消費税の課税事業者であるときには当該補助金を実質的に補助対象経費を超えて支給されるおそれがあるのでこれを防止するため)を全うするためには、</p> <p>「補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合」に該当しない理由が補助対象者が免税事業者等のためである場合には、その旨の報告書を補助対象者に提出させるべきであると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回監査対象とした補助金では、その交付要綱において、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の作成・提出に関する規定がないものもある。 <p>しかし、この問題は特定の補助金にだけの問題ではなく、島根県が交付する全ての補助金に関係することであるから、原則として、補助金の要綱には消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の作成・提出に関する規定を置くべきである。</p>	<p>るところではあるが、引き続き徹底し、漏れがないようにすること。また、確認がされていない部局においては、実施部局の例を参考に実施すること。</p> <p>(農林水産総務課)</p> <p>補助事業者が課税事業者であるのか免税事業者であるかの確認については、書面提出やチェックリストを用いるなどの方法により、確実に確認していく。</p>
<p>【意見】</p> <p>検査調書について、具体的にどの資料のどの数字と突合したのか分かるような記載とすべきである。</p> <p>補助金において検査調書の作成が法令上義務付けられているわけではないが、補助金の交付決定を受けた者から実績報告書の提出を受け、これを精査して補助金の額の確定を行うという一連の過程において、実績報告書の内容を精査し補助金の額の確定をしたことの証跡として検査調書が作成されている。</p> <p>多くの検査調書において、「事業の出来高及び査定」や「施行状況」といった欄があり、金額や施行の状況(「良好」といった記載がされ、「検査の意見・措置」欄には「適正と認める」との記載があり、実績報告書等を精査した結果、適正であった旨が記載されているが、補助対象事業が適正と判断するに至った判断過程や判断根拠となる具体的な証憑類(取引年月日、取引先、取引内容等)の記載がない。そのため、「適正」と判断したその結果が真に適正だったのか事後に検証することができない。</p> <p>検査調書は補助金の交付がその目的に照らして適切であることを客観的に示すものであるから、交付金額の適切性に係る判断過程や判断根拠を詳細に記録し残しておくべきである。</p>	<p>(農林水産総務課)</p> <p>検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること ② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと

<p>第2. 各補助金</p> <p>1. 多様な担い手確保・育成事業費補助金</p> <p>【意見】目標値の妥当性</p> <p>初年度から目標値（R2-R6：各55件）と実績値（R2：21件）の乖離が生じている。その原因や課題を分析し適切な対応に努められたい。</p>	<p>（農林水産総務課）</p> <p>事業初年度目であるR2年度は、担い手不在集落の情報不足に加えコロナ禍により事業の周知が十分に行えなかった。</p> <p>R3年度からは県の取組状況を公表し、担い手不在集落の解消に向けた意識醸成を図るとともに、不在集落で共同活動を行う組織代表者への事業PRチラシの送付、県やJA等の退職者説明会での広報活動、集落営農組織や認定農業者等への事業周知を図った。R4年度以降も継続して対象者の情報収集と掘り起こしを図っていく。</p>
<p>【意見】その他①</p> <p>検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。</p>	<p>（農林水産総務課）</p> <p>検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。</p> <p>① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること</p> <p>② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと</p>
<p>【意見】その他②</p> <p>本補助金の事業実施主体は様々な事業者が想定されており、消費税の課税・免税の点でも事業者ごとに異なっている。本補助金においては、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかる定め」が設けられていないため、交付要綱上に明確に記載すべきである。</p> <p>また、事業者ごとに課税事業者であるのか免税事業者であるのかを確認し適切に処理するために、補助対象者に対して消費税の課税事業者か否かに関する書面を提出させるべきである。</p>	<p>（農林水産総務課）</p> <p>補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確認・返還手続きについて、交付要綱に定めた。</p> <p>補助事業者が課税事業者であるのか免税事業者であるかの確認については、書面提出やチェックリストを用いるなどの方法により、確実に確認していく。</p>
<p>【意見】その他③</p> <p>補助対象とした人件費の時間単価について、令和2年10月1日当時の最低賃金（792円）を下回っているおそれがある。</p>	<p>（農林水産総務課）</p> <p>R4年度から要綱に研修生は最低賃金以上となる給与を支払うことを明記した。また、実績報告時に日毎の時間単価の確認を行う。</p>
<p>2. 集落営農体制強化スピードアップ事業費補助金</p> <p>【意見】その他①</p> <p>令和2年度補助事業等検査調書（事業名：集落営農体制強化スピードアップ事業、事業主体名：公益財団法人しまね農業振興公社、金額：7,420,000円）について、担当者が独自に作成した「補助事業完了確認検査チェックリスト」が添</p>	<p>（農業経営課）</p> <p>チェックリストにも事業名等を記載し、検査調書との対応関係を明確化する。</p>

<p>付されているが、当該チェックリストに事業名などの記載がなく検査調書との対応関係が不明である。当該チェックリストにも事業名等を記載し、検査調書との対応関係を明確にすることが望ましい。</p>	
<p>【意見】 その他② 補助事業完了確認検査チェックリストには、検査内容、確認方法及び確認書類の名称等は記載されている。しかし、支出金額の内訳（事業費内訳書）の、どの支出額を何と突合して適切性を確かめたのか不明である。検査調書は当該支出が補助金の交付目的に照らして適切であることを客観的に示すものであるところ、各支出金額の適切性に係る判断過程、判断根拠を詳細に記録し残すべきである。</p> <p>【意見】 その他③ 島根県農林水産関係補助事業等検査規程（昭和51年12月28日島根県訓令第6号）には、規程の趣旨や検査の方法、検査調書の取扱い等が定められ、検査調書等の様式も定められている。しかし、検査調書の記載方法等についての具体的な定めはない。検査調書は実施された補助対象事業の適切性を確かめたことを、その根拠とともに明らかにするものであるため、突合した証拠の名称や日付の記載や、何と突合したかわかる証拠を残すことなどの、検査調書の記載方法、作成方法も規程に盛り込み、検査の質を高く維持できるようにすべきである。</p>	<p>(農林水産総務課) 検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。</p> <p>① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること</p> <p>② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと</p>
<p>3. 島根県担い手育成アクションサポート事業費補助金</p> <p>【意見】 尺度・基準の内容の妥当性 尺度・基準としては、販売額1,000万円以上の中核的経営体の育成数を設定しているが、本事業は、担い手の育成のみならず、その確保も目的としているのであるから、新規就農者数等の担い手の確保人数も尺度・基準として設定することが適当と考える。</p>	<p>(農業経営課) 本事業は、主に担い手の育成を目的としていることから、中核的経営体の育成数を尺度・基準として設定することが適当であると考える。</p>
<p>【意見】 その他① 川本町地域農業再生協議会の事業において、当初事業計画では、戦略会議、研修会、相談・指導、調査・研究・実証等の事業費として260,000円が計上されていたが、実績報告では、そのうち「調査・研究・実証等」の事業として予定されていたセンチピートグラス設置実証費として260,000円が計上されていた。補助金額に変更はないものの、当初実施計画の内容が変更となっていると見うる</p>	<p>(農業経営課) 重要な変更以外の変更については別途指示を受けるものとする（交付要綱第4条）こととしており、事前協議を求め対応する。</p>

<p>事案であった。交付要綱上、形式的には変更承認申請を要するものとはされてはいないが、事業内容が当初計画から変動しているのであるから、その事業内容をチェックするためにも変更承認申請を求めてしかるべき事案であったと考える。</p>	
<p>【指摘事項】その他② 益田市農業再生協議会の事業において、事業費が20%を超えて減少しているところ、交付要綱では、事業費の20%を超える増減には変更承認申請が必要とされているが、本件では変更承認申請がされていなかった。</p>	<p>(農業経営課) 指摘のとおりであり、今後は十分に確認の上事務を進める。</p>
<p>【指摘事項】その他③ 島根県農業協同組合(やすぎ地区本部)の事業において、事業費が20%を超えて増加しているところ、交付要綱では、事業費の20%を超える増減には変更承認申請が必要とされているが、本件では変更承認申請がされていなかった。また、検査調書では増加後の事業費が反映されていない。</p>	<p>(農業経営課) 指摘のとおりであり、今後は十分に確認の上事務を進める。</p>
<p>【意見】その他④ 検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。</p>	<p>(農林水産総務課) 検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。 ① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること ② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと</p>
<p>4. 多様な担い手確保・育成事業費補助金 【意見】目的の公益性 交付要綱にいう「多様な担い手」とは、年齢・職業・兼業・新規・UI ターンなどに関わらずという意味のようであるが、ともすれば農業を担ってくれる人であれば誰でもよいというようにも聞こえる。このような目的のもとに複数の事業をぶら下げる形をとると、総花的に事業を生み出すことになり、ひいては事業の乱立を招きかねない。 「多様な担い手の増加」との総合的な目的のもとに9つの異なる細目的な目的をもった事業がぶら下がる形となっている。いずれも大局的にみれば同じ目的に向かっているものではあるが、個々に細目的な目的は異なるため、それぞれに交付要綱を定めるべきである。 【意見】尺度・基準の内容の妥当性① 総合的な目的のもとに9つの異なる細目的な目的をもった事業がぶら下がる形となっている。事業が多すぎて各事業による目的達成の効果やその</p>	<p>(農業経営課) 総合的な目的をもった当該補助金に9つのメニューがぶら下がっているが、新規就農者が活用できる補助事業をすべて分けるよりも、メニューとして整理した方が事業対象者にとってわかりやすいという利点がある。 また、各メニューでは目的を要綱別記において明確にしており、メニューごとに個別の補助金交付要綱を定める必要はないと考える。 なお、R3年度からは、認定新規就農者向けと多様な担い手向けの補助金を別々に整理するとともに、各補助金の尺度・基準に対応するように事務事業評価シートも整理している。</p>

関連性が見えにくくなっている。そのため、果たしてどの事業が効果的であったのか事後に検証できない。事業ごとに交付要綱を定めるべきである。

【意見】 尺度・基準の内容の妥当性②

本補助金の総合的な目的は「多様な担い手の増加」ということであるが、そのわりには尺度が認定新規就農者数等に限定されており、目的と尺度・基準が一致していない。事業ごとに適切な尺度・基準を設定すべきである。

(農業経営課)

当該補助金にかかる尺度・基準は認定新規就農者数に限定されているわけではなく、以下のとおり補助金メニューごとに目的にあわせて、適切な尺度・基準が設定されていると認識している。

事業メニュー	尺度・基準
1) 就業プランナー・PR強化事業	①認定新規就農者数 ②認定新規就農者のうち、Uターン者数 ③認定新規就農者のうち、雇用就農からの独立自営数 ④地域が必要とする農業人材の確保数
2) 研修受入農家助成事業	①認定新規就農者数 ④地域が必要とする農業人材の確保数
3) 半農半X支援事業	④地域が必要とする農業人材の確保数
4) 就農パッケージづくり推進事業	①認定新規就農者数 ②認定新規就農者のうち、Uターン者数 ③認定新規就農者のうち、雇用就農からの独立自営数 ④地域が必要とする農業人材の確保数
5) 農業人材投資事業	①認定新規就農者数 ②認定新規就農者のうち、Uターン者数
6) 経営継承推進活動事業	①認定新規就農者数 ④地域が必要とする農業人材の確保数
7) 集落営農雇用支援事業	④地域が必要とする農業人材の確保数
8) 半農半集落営農支援事業	④地域が必要とする農業人材の確保数

【意見】 補助対象の妥当性

補助要件として農業従事(予定)者の年齢を「50歳以上」とか「50歳以上65歳未満」としているものがある。これは、農林業センサスで島根県の基幹的農業従事者の平均年齢が約70歳(H22:70.7歳、H27:71.3歳、R2:72.0歳)であることを踏まえ、農業を5年程度継続してもらえる年齢として65歳までが視野に入るという考えによるものようである。しかし、農業の習熟に要する期間や長期的な定着ということを踏まえれば、10年程度を農業従事期間と捉えて、50歳代を中心とした支援とするなど対象については今一度検討すべきである。

(農業経営課)

補助要件を「50歳以上」や「50歳以上65歳未満」としているのは、以下の理由からであり、県の実情に鑑みれば年齢要件は適当であると考えます。

- ① 国の制度では49歳以下が対象となっており国の制度の対象外の者を県事業で支援することとしていること
- ② 認定新規就農者の対象が65歳未満であること
- ③ 平均年齢が72歳を超え、今後もこれが伸びていくことが想定される中で農業を5年以上は継続していてももらいたいこと

【意見】 その他

検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。

(農林水産総務課)

検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。

- ① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること
- ② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと

<p>5. 新規就農者整備支援事業費補助金</p> <p>【意見】 目的の公益性①</p> <p>それらしい言葉が羅列されているだけで交付要綱上の補助金の目的の記載が漠然としている。本補助金を交付することにより具体的にどういった状況を目指すのか明確に記載すべきである。そうでなければ、公益性の有無も判断できない。</p>	<p>(農業経営課)</p> <p>新規就農者が活用できる当該補助金には総合的な目的のもとに4つのメニューがぶら下がっており、各メニューの規定においてそれぞれの事業の目的や内容を明確に記載していると考えます。</p>										
<p>【意見】 目的の公益性②</p> <p>総合的な目的のもとに4つの異なる事業がぶら下がる形となっている。いずれも大局的にみれば同じ目的に向かっているものではあるが、個々に補助対象が異なるため、それごとに交付要綱を定めるべきである。</p>	<p>(農業経営課)</p> <p>総合的な目的をもった当該補助金に4つのメニューがぶら下がっているが、新規就農者が活用できる補助事業をすべて分けるよりも、メニューとして整理した方が事業対象者にとってわかりやすいという利点がある。</p> <p>また、各メニューでは目的を要綱別記において明確にしており、メニューごとに個別の補助金交付要綱を定める必要はないと考えます。</p>										
<p>【意見】 尺度・基準の内容の妥当性</p> <p>複数の事業があるため、各事業による目的達成の効果・関連性が把握しづらい。それぞれの事業で例えば以下のような尺度・基準を設定すべきである。</p> <p>(自営就農開始支援事業)</p> <p>現状ではこの事業を使った認定新規就農者数等としているが、交付段階で申請者には5年後の所得目標を定めさせているため、その所得目標の達成度合いも尺度することが望ましい。</p> <p>(経営継承促進対策事業、雇用創出支援事業、半農半X開始支援事業)</p> <p>事業ごとに、各事業を使った認定新規就農者数等を尺度することが望ましい。</p> <p>【意見】 目標値の妥当性</p> <p>認定新規就農者数等だけでは不十分であり、上記で述べたようにそれぞれの事業における目標値を設定する必要がある。</p>	<p>(農業経営課)</p> <p>当該補助金にかかる尺度・基準は認定新規就農者数に限定されているわけではなく、補助金メニューごとに目的にあわせて、適切な尺度・基準が設定されていると認識している。</p> <table border="1" data-bbox="834 1146 1385 1442"> <thead> <tr> <th>事業メニュー</th> <th>尺度・基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 自営就農開始支援事業</td> <td>①認定新規就農者数 ②認定新規就農者のうち、UIターン者数 ③認定新規就農者のうち、雇用就農からの独立自営数</td> </tr> <tr> <td>2) 経営継承促進対策事業</td> <td>①認定新規就農者数 ②認定新規就農者のうち、UIターン者数 ③認定新規就農者のうち、雇用就農からの独立自営数</td> </tr> <tr> <td>3) 雇用創出支援事業</td> <td>④地域が必要とする農業人材の確保数</td> </tr> <tr> <td>4) 半農半X開始支援事業</td> <td>④地域が必要とする農業人材の確保数</td> </tr> </tbody> </table>	事業メニュー	尺度・基準	1) 自営就農開始支援事業	①認定新規就農者数 ②認定新規就農者のうち、UIターン者数 ③認定新規就農者のうち、雇用就農からの独立自営数	2) 経営継承促進対策事業	①認定新規就農者数 ②認定新規就農者のうち、UIターン者数 ③認定新規就農者のうち、雇用就農からの独立自営数	3) 雇用創出支援事業	④地域が必要とする農業人材の確保数	4) 半農半X開始支援事業	④地域が必要とする農業人材の確保数
事業メニュー	尺度・基準										
1) 自営就農開始支援事業	①認定新規就農者数 ②認定新規就農者のうち、UIターン者数 ③認定新規就農者のうち、雇用就農からの独立自営数										
2) 経営継承促進対策事業	①認定新規就農者数 ②認定新規就農者のうち、UIターン者数 ③認定新規就農者のうち、雇用就農からの独立自営数										
3) 雇用創出支援事業	④地域が必要とする農業人材の確保数										
4) 半農半X開始支援事業	④地域が必要とする農業人材の確保数										
<p>【意見】 その他①</p> <p>検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないため、その記録を残すべきである。</p>	<p>(農林水産総務課)</p> <p>検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。</p> <p>① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること</p> <p>② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと</p>										
<p>【意見】 その他②</p>	<p>(農業経営課)</p>										

<p>事業者ごとに課税事業者であるのか免税事業者であるのかを確認し適切に処理されていた。しかし、この確認に要する手間を省略し、補助金を税抜で交付するのか税込で交付するのかを効率的に把握するため、補助対象者に対して消費税の課税事業者か否かに関する書面を提出させるべきである。</p>	<p>令和3年度より書面での確認を行っている。</p>
<p>6. 21世紀新農業担い手育成確保事業費補助金 【意見】補助対象の妥当性 21世紀新農業担い手育成確保事業では、就農相談員2名、担い手対策推進員（延べ4名）、駐在相談員（1名）、農業情報化推進員（1名）が設置されている。これらの業務の効率化・合理化を進め補助金の縮減に努め、縮減による分を新規就農者への直接の補助に回すなど、農業の担い手を育成確保するという補助金の目的を、より直接的、効果的に達成できる方法を検討すべきである。</p>	<p>（農業経営課） 現行の体制においても、業務の効率化・合理化を図っており、農業の担い手を確保するという補助金の目的を効果的に達成できると考える。</p>
<p>【意見】その他① 交付要綱には消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書に関する規定がない。当該規定がなければ、島根県が補助対象事業者の消費税申告義務の有無や課税方式などを把握して、仕入控除税額の有無を判定する必要がある。しかし、これでは島根県の補助金交付事務が非効率になるとともに、本来返還されるべき補助金の一部が返還されない可能性がある。公益法人等であっても仕入控除税額が発生するケースもあるため、仕入控除税額報告書に関する規定は交付要綱に定め、補助対象事業者からその報告を受けること原則的な取扱いとすべきである。</p>	<p>（農業経営課） 指摘を踏まえ要綱改正を検討中。 補助事業者が課税事業者であるのか免税事業者であるかの確認については、書面提出やチェックリストを用いるなどの方法により、確実に確認していく。</p>
<p>【意見】その他② 令和2年度補助事業等検査調書（事業名：21世紀新農業担い手育成確保事業、事業主体名：公益財団法人しまね農業振興公社、金額：15,641,000円）について、検査調書や実績報告書に示された各支出項目それぞれの支出金額について、それらが交付要綱で定めた事業のためにのみ支出されたことを、どのような証拠と突合して確かめ、適切と判断したかが不明である。検査調書は当該支出が適切であることを客観的に示すものであるところ、各支出金額の適切性に係る確認証拠、判断過程、判断根拠を詳細に記録すべきである。</p>	<p>（農林水産総務課） 検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。 ① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること ② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと</p>
<p>7. 中核的な経営体を目指す自営就農者確保対策事業費補助金 【意見】その他① 本補助金は多数のメニューが用意されていると</p>	<p>（農業経営課） 本補助金は、対法人向けメニューと対就農者向けメニューがあり、前者の「自営就農者受入促進事業」は、担い手育成協定を県と締</p>

<p>ころ、大きく分けると、法人で雇用された就農者の自営を後押しするための対法人向けメニューと対就農者向けメニューとがある。現状、これらのメニューは本補助金で一つのパッケージとして提供されているが、一つのパッケージで提供するのであれば、対法人向けメニューと対就農者向けメニューとの連携について工夫する必要性があるものとする。例えば、対法人向けメニューに、雇用就農者が独立したあとのフォローをするための経費を補助するメニューを加えるなどである。そうすることで、法人側が就農者の独立を後押しするインセンティブにもなり得るし、就農者が独立したあとの法人によるフォローも期待できるからである。</p>	<p>結した経営体（自営就農志向者を受け入れ、将来、自営就農させ中核的な経営体へと育成することに理解のある経営体）を対象としている。</p> <p>そしてこの協定締結経営体は、補助金の有無に関わらず、研修生が自営就農した後も、師匠として技術面及び経営面等のサポートを県や市町村、JA 等関係機関と協力して実施していくこととしている。</p> <p>したがって、対法人向けと対就農者向けの補助金を連携させるメニューを新たに加えずとも、独立後の法人側のフォローやそのインセンティブは期待できると考える。</p>
<p>【意見】 その他②</p> <p>検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。</p>	<p>（農林水産総務課）</p> <p>検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。</p> <p>① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること</p> <p>② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと</p>
<p>8. 農業近代化資金利子補給金</p> <p>【意見】 尺度・基準の内容の妥当性</p> <p>尺度・基準である「販売額 1,000 万円以上の中核的経営体の育成数」はこの事業の目的である「農業経営の近代化」の達成度を測る尺度・基準になりうるものである。</p> <p>ただ、この尺度・基準は他の補助金等においても用いられているものであるため、「農業近代化資金利子補給金」との関連性が見えにくいものとなっている。そこで、例えば、「販売額 1,000 万円以上の中核的経営体の育成数のうち、この融資を現に利用し又は利用したことがある者」といった尺度・基準とし、この「農業近代化資金利子補給金」との関連性を明らかにすることで、尺度・基準として妥当なものとなると考える。</p>	<p>（農業経営課）</p> <p>農業制度資金は中核的経営体を育成していくための手段であり、融資の利用実績を指標にすることは適当ではないと考える。</p>
<p>【意見】 その他</p> <p>農業近代化資金融資は、貸付対象者（認定農業者等）や資金使途（農業施設の取得等）が決まっているが、融資を受けた者が融資後に認定農業者等でなくなり貸付対象者でなくなることや、融資金を使って購入した物件が処分されたり農業以外の用途に用いられたりすることが全くないとは言えない。現状では、貸付対象者や資金使途の変更</p>	<p>（農業経営課）</p> <p>借入者には、認定農業者等の融資対象者資格、融資対象物件の廃棄、譲渡、使用目的の変更等の使用状況に異動があった場合には融資機関の長への報告を、融資機関の長には、上記報告があった場合及び使用状況に変化があった場合の県への報告を義務づける方向で検討する。</p>

<p>がないかの確認はされていない。もちろんこのことは融資した金融機関にとっても関心事ではあるが、その確認を金融機関だけに任せるのではなく、島根県としてもサンプル調査をしたり金融機関に報告させたりする方法で何らかの確認をすることが望ましい。</p>	
<p>9. 農業経営基盤強化資金利子補給金 【意見】 尺度・基準の内容の妥当性 尺度・基準である「販売額 1,000 万円以上の中核的経営体の育成数」はこの事業の目的である「農業経営の近代化」の達成度を測る尺度・基準になりうるものである。 ただ、この尺度・基準は他の補助金等においても用いられているものであるため、「農業経営基盤強化資金利子補給金」との関連性が見えにくいものとなっている。そこで、例えば、「販売額 1,000 万円以上の中核的経営体の育成数のうち、この融資を現に利用し又は利用したことがある者」といった尺度・基準とし、この「農業経営基盤強化資金利子補給金」との関連性を明らかにすることで、尺度・基準として妥当なものとなると思料する。</p>	<p>(農業経営課) 農業制度資金は中核的経営体を育成していくための手段であり、融資の利用実績を指標にすることは適当ではないと考える。</p>
<p>10. 島根県農業委員会ネットワーク機構負担金 【意見】 尺度・基準の内容の妥当性① 補助金の目的達成度を測る尺度・基準として、販売額 1,000 万円以上の中核的経営体の育成数としている。確かに交付要綱における目的の一つに「農業生産力の増進」があり、これと整合していると考え、この「農業経営の合理化」も目的としていることから、例えば利益率など、合理化の観点からの尺度・基準を設定して効果測定することも検討すべきである。</p>	<p>(農業経営課) 農家毎の経営形態は異なるため、利益率を調査することは簡単にはできず目標設定もできないため現状の評価指標が適当と考える。</p>
<p>【意見】 尺度・基準の内容の妥当性② 農地等の利用の最適化の推進は、従前は農業委員会の「任意事務」であったものが平成 27 年に「必須事務」と位置付けられており、①担い手への農地利用の集積・集約化②遊休農地の発生防止・解消③新規参入の促進は重点課題である。したがって、例えば、担い手に集約した農地の面積や遊休農地の解消面積、新規参入件数など、農業生産力の増進や農業経営の合理化という補助金の効果を直接的に測定できる尺度・基準を設定することも考えられる。</p>	<p>(農業経営課) 農地集積、遊休農地の解消の目的は販売額 1,000 万円以上の中核的経営体を育成することであることから現状の評価指標が適当と考える。</p>
<p>【意見】 補助対象の妥当性 補助対象経費の内容は、島根県農業委員会ネットワーク機構の業務推進費であり毎年ほぼ同じ金額が交付されているが、交付金の目的は、農業生</p>	<p>(農業経営課) 該当補助金額については全額人件費にあたっており、県標準人件費年額に定められた金額を交付しているため、成果に応じた方式</p>

<p>産力の増進及び農業経営の合理化を図ることにあるのだから、農地集積の実績やそれに要した業務、あるいは生産コストの削減などの成果に対応した交付方式にすべきである。</p>	<p>は困難と考える。</p>
<p>【意見】 その他①</p> <p>交付要綱には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書に関する規定がない。当該規定がなければ、島根県が補助対象事業者についての消費税申告義務の有無や、課税方式などを把握して、仕入控除税額の有無を判定する必要がある。しかし、これでは島根県の補助金交付事務が非効率になるとともに、本来返還されるべき補助金の一部が返還されない可能性がある。公益法人や任意団体であっても仕入控除税額が発生するケースもあるため、仕入控除税額報告書に関する規定は補助金の交付要綱に定め、補助対象事業者からその報告を受けること原則的な取扱いとすべきである。</p>	<p>(農業経営課)</p> <p>指摘を踏まえ要綱改正を検討中。</p> <p>補助事業者が課税事業者であるのか免税事業者であるかの確認については、書面提出やチェックリストを用いるなどの方法により、確実に確認していく。</p>
<p>【意見】 その他②</p> <p>検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないのので、その記録を残すべきである。</p>	<p>(農林水産総務課)</p> <p>検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。</p> <p>① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること</p> <p>② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと</p>
<p>11. 中核的経営体への発展に向けた経営体育成支援事業費補助金</p> <p>【意見】 その他</p> <p>検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないのので、その記録を残すべきである。</p>	<p>(農林水産総務課)</p> <p>検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。</p> <p>① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること</p> <p>② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと</p>
<p>12. 農地集積・集約化対策事業費補助金（担い手集積支援金交付事業）</p> <p>【意見】 尺度・基準の内容の妥当性</p> <p>尺度・基準は「販売額 1,000 万円以上の中核的経営体の育成数」とのことであるが、本補助金の目的は「農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化」であるので、この尺度・基準では「農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化」が図られたのか分からない。したがって、尺度・基準の内容の妥当性に大いに疑</p>	<p>(農業経営課)</p> <p>この事業の目的は、担い手への農地集積・集約化を促進することであり、農地集積が伸び悩んでいる中山間地域においてこの補助金を活用し中間管理機構からの農地の借入が促進された結果として、中核的経営体数増加につながると考える。</p>

<p>問がある。「農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化」が図られたか否かは、例えば、島根県内の担い手数のうち機構を利用した者の数、そのうちの本補助金を利用した者の数といった尺度・基準とすることが考えられる。</p> <p>また、仮に、「販売額 1,000 万円以上の中核的経営体の育成数」の尺度・基準を用いるとしても、この基準・尺度は他の補助金等においても用いられているものであるため、本補助金との関連性が見えにくいものとなっている。そこで、例えば、「販売額 1,000 万円以上の中核的経営体の育成数のうち、本補助金を受け取ったことがある者」といった尺度・基準とし、少なくとも本補助金との関連性を明らかにすることが必要である。</p> <p>なお、中核的経営体 22 団体のうち本補助金を受けている団体はない。</p>	
<p>【意見】 その他①</p> <p>本補助金は「島根県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱」もとにこの「担い手集積支援金交付事業」のほか複数の「農地中間管理機構事業」、「機構集積協力金交付事業」などがぶら下がる形となっている。</p> <p>このようなぶら下がり型の交付要綱とすると補助金所定の各事業による効果が見えにくくなるおそれがある。</p> <p>そこで、できるだけ事業ごとに交付要綱を定めるのが望ましい。</p>	<p>(農業経営課)</p> <p>当該交付要綱で規定している各事業は、全て農地集積・集約化対策及び農地中間管理機構の事業推進に関する事業であるため、同じ交付要綱上で規定している。</p> <p>交付手続きにおいては、事業ごとに作成され手続きを行うため、各事業による効果が見えにくくなることはないものとする。</p>
<p>【意見】 その他②</p> <p>検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。</p>	<p>(農林水産総務課)</p> <p>検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること ② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと
<p>13. 水田園芸拠点づくり事業費補助金</p> <p>【意見】 目標値の妥当性</p> <p>目標値については本補助金の効果を直接把握しうるものとなっているので、令和 2 年度の実績値も踏まえて目標値の達成のために必要な対応をされたい。</p>	<p>(産地支援課)</p> <p>事業の実績値を踏まえ、今後も農業者が機械投資や労力確保などに不安無く取り組めるよう、育苗、収穫、調製、販売や機械利用について、地域での共同・分業化を推進するとともに、栽培技術指導の徹底や安定した販路確保を図るなど、引き続き目標達成に向け事業を推進していく。</p>
<p>【意見】 その他①</p> <p>本補助金の契約方法について、交付要綱上、競</p>	<p>(産地支援課)</p> <p>補助金で施設や機械設備等を整備・購入</p>

<p>争入札に付し難い場合は事業を実施する市町村の規定を準用することとあるが、単純に市町村の規定を準用しているだけである。よって、この「付しがたい場合」を文言通りに読むと規定に反していることになる。競争入札を義務付けるか否かも含め交付要綱の文言の修正を検討すべきである。</p>	<p>等を行う場合は、契約の透明性、競争性の確保の観点から一般競争入札が原則であり、交付要綱は現行どおりとする。</p> <p>なお、今後は、一般競争入札に付しがたい理由の明記を確実に求め、適切な手続きとなるよう対応していく。</p>
<p>【意見】 その他②</p> <p>検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。</p>	<p>(農林水産総務課)</p> <p>検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。</p> <p>① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること</p> <p>② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと</p>
<p>【意見】 その他③</p> <p>本補助金の事業実施主体は様々な事業者が想定されており、消費税の課税・免税の点でも事業者ごとに異なっている。本補助金においては、島根県が事業者ごとに課税事業者であるのか免税事業者であるのかを確認し適切に処理されていた。しかし、この確認に要する手間を省略し、補助金を税抜で交付するのか税込で交付するのかを効率的に把握するため、島根県は補助対象者に対して消費税の課税事業者か否かに関する書面を提出させるべきである。</p>	<p>(産地支援課)</p> <p>補助事業者が課税事業者であるのか免税事業者であるかの確認については、書面提出やチェックリストを用いるなどの方法により、確実に確認していく。</p>
<p>14. 肉用子牛価格安定事業費補助金</p> <p>【意見】 尺度・基準の内容の妥当性</p> <p>本補助金は、肉用子牛の価格下落時の価格補填のための資金を造成する事業であることから、尺度・基準は設定されていない。しかし、補助事業として実施するという事は、農業政策に関する目的の公益性があると考えられ、成果がない場合は補助金の必要性に乏しいということになる。このため、島根県は、目的達成の尺度・基準を設定することが望ましい。</p> <p>本補助金は、国が指定する子牛価格の下落時に、生産者への価格補填により肉用子牛の生産及び出荷の安定を図ることが目的であるため、実際に肉用子牛の生産及び出荷の安定が図られたか等の達成状況を確認できるような尺度・基準が考えられる。定量的な設定が困難な場合は、定性的な情報を含めた成果の把握方法や把握内容を検討することが望ましい。</p>	<p>(農畜産課)</p> <p>新たに目的達成の尺度・基準を設定する。</p>
<p>【意見】 目標値の妥当性</p> <p>本補助金の効果測定のため、尺度・基準を設定したう</p>	<p>(農畜産課)</p> <p>子牛登録頭数を目標値に設定する。</p>

<p>えで適切な目標値を設定すべきである。</p>	
<p>【意見】 その他① 交付要綱には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書に関する規定がない。当該規定がなければ、島根県が補助対象事業者についての消費税申告義務の有無や、課税方式などを把握して、仕入控除税額の有無を判定する必要がある。しかし、これでは島根県の補助金交付事務が非効率になるとともに、本来返還されるべき補助金の一部が返還されない可能性がある。公益法人等であっても仕入控除税額が発生するケースもあるため、仕入控除税額報告書に関する規定は補助金の交付要綱に定め、補助対象事業者からその報告を受けること原則的な取扱いとすべきである。</p>	<p>(農畜産課) 事業内容が基金への積み立て補助のため、消費税の規定を設ける必要はないと判断。</p>
<p>【意見】 その他② 検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。</p>	<p>(農林水産総務課) 検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。 ① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること ② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと</p>
<p>15. 種雄牛造成強化事業超優秀雌牛導入支援対策補助金 【意見】 尺度・基準の内容の妥当性 「全国的に高い評価が得られるスーパー種雄牛を早期に造成する」ことが交付要綱上の目的であるので、「スーパー種雄牛の造成数」が補助金の効果測定のための尺度・基準となるべきであり、「超優秀雌牛の導入頭数」とするのは妥当ではない。</p>	<p>(農畜産課) 種雄牛の造成には6年以上かかるため、短期的な事業評価の尺度としては不相当と考える。</p>
<p>【意見】 その他 検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。</p>	<p>(農林水産総務課) 検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。 ① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること ② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと</p>
<p>16. 全国和牛能力共進会出品対策強化支援事業費補助金 【意見】 尺度・基準の内容の妥当性 尺度・基準としては、集畜指導会及び牛舎改造の件数を設定しているところ、本補助金としては、他にも、削蹄推進支援及び発育強化支援があるが、</p>	<p>(農畜産課) 補助金要綱では好成績獲得の取り組みについて設定しているため獲得成績目標を尺度・基準としていないが、出品対策要綱(手引き)では獲得成績目標を設定しており、獲得成績目標が実質的な尺度・基準となっている</p>

<p>それらの件数は尺度・基準として設定されていない。この点、島根県によれば、集畜指導会及び牛舎改造は島根県が主導して行うため、目的と効果の把握がし易いことから、これらを尺度・基準として設定したとのことであった。なお、削蹄推進支援及び発育強化支援も件数は把握しているとのことであった。最終的には、全国和牛能力共進会での獲得成績により総括的な評価が行われる予定であるとのことであるが、本補助金の性質上、同共進会での獲得成績目標も設定すべきである。</p>	<p>る。</p>
<p>【意見】 その他 検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないの で、その記録を残すべきである。</p>	<p>(農林水産総務課) 検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。 ① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること ② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと</p>
<p>17. 放牧再生支援事業費補助金 【意見】 尺度・基準の内容の妥当性 本補助金の目的には、放牧を活用した低コスト生産体制の強化が明示され、それができなければ持続的な経営は期待できないのであるから、コストの削減など、どの程度低コスト生産体制の強化が進んだかを反映した尺度・基準を設定して効果測定することを検討すべきである。</p>	<p>(農畜産課) 体制強化の進捗は、放牧頭数で検証可能であり、成果目標として設定している。</p>
<p>【意見】 その他① 令和2年度補助事業等検査調書（事業名：放牧再生支援事業、事業主体名：西ノ島町、金額：8,712,000円）について、「補助事業完了検査 確認書類一覧」が添付され、確認書類の名称は記載されている。しかし、支出金額の内訳のどの支出額を何と突合して、適切と判断したか不明瞭である。検査調書は当該支出が適切であることを客観的に示すものであるところ、支出金額の適切性に係る判断過程、判断根拠を具体的な証拠類（取引年月日、取引先、取引内容等）とともに詳細に記録し残すべきである。</p>	<p>(農林水産総務課) 検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。 ① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること ② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと</p>
<p>【意見】 その他② 令和2年度補助事業等検査調書（事業名：放牧再生支援事業、事業主体名：知夫村、金額：8,470,000円）については、「補助事業完了検査 確認書類一覧」の添付はない。当該確認書類一覧の添付は補助金の交付規則、交付要綱や実施要領において求められているものではないが、検査調</p>	<p>(農畜産課) 検査を行う地方機関が、検査時の確認用として個別に作成しているものであり、検査調書の作成手続きとして運用するものではない。</p>

<p>書の作成手続きとして運用するのであれば、統一的な取扱いとすることで、検査の質が一定以上に保たれていることを明確にすべきである。</p>	
<p>【意見】 その他③ 検査調書の施行状況には入札方法の記載があるが、放牧再生支援事業補助金交付要綱及び放牧再生支援事業実施要領において、施行業者等の入札に関する規定がない。一般競争入札が原則であることや、一般競争入札に付しがたい場合は、その理由を明確にした上で、指名競争入札に付することなどを、交付要綱、実施要領あるいは実施基準などにおいて明確にすべきである。</p>	<p>(農畜産課) 要綱・要領に記載する。</p>
<p>【意見】 その他④ 令和2年度補助事業等検査調書（事業名：放牧再生支援事業、事業主体名：西ノ島町、金額：8,712,000円及び事業名：放牧再生支援事業、事業主体名：知夫村、金額：8,470,000円）について、事業に係る施行業者の選定を指名競争入札によっているものがある（検査調書に指名競争入札である旨の記載がある）が、一般競争入札ではない理由が検査調書においては不明である。原則は一般競争入札であるため、例外的な取扱いがなされている場合の明確な理由についても検査調書に記載する等して、施行業者の選定過程の適切性についても検査調書において明らかにし、検査の質が一定以上に保たれていることを明確にすべきである。</p>	<p>(農畜産課) 検査時には確認しているため、調書への記載は求めない。</p>
<p>18. しまね和牛生産振興事業販売力強化対策補助金 【意見】 尺度・基準の内容の妥当性 尺度・基準を『「しまね和牛」の販売促進の状況』とするが、『「しまね和牛」の販売促進』は本補助金の目的である。販売促進が図られたか否かは、例えば販売数によって把握するのが適当である。 また、本補助金が販売促進のための認知度向上のための取り組みであれば、認知度向上が本補助金の本来の目的なのであれば、認知度が向上したか否かを把握することが必要であり、例えば、アンケートなどのサンプル調査をするのが適当である。特に、本補助金では補助対象事業としてニーズ調査や食味調査を行うこととしているので、その際に合わせて、認知数の調査をすることも考えられる。</p>	<p>(農畜産課) 尺度・基準として、しまね和牛の販売量を把握する。</p>
<p>【意見】 補助対象の妥当性 本補助金では、補助金額について「事業実施主体（補助対象者）が補助対象事業を実施するのに</p>	<p>(農畜産課) 対象経費を明確にし、交付要綱を改正する。</p>

<p>要する経費」としているが、いかなる費用が事業に要するものであるかが一義的でなく、「事業に要する経費」と定めるだけでは対象経費の範囲として漠然不明確であり、広範なものとなるおそれがある。人件費、材料購入費など対象経費をできるだけ明確にするよう交付要綱を改正すべきである。</p>	
<p>【意見】 その他 検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないの で、その記録を残すべきである。</p>	<p>(農林水産総務課) 検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。 ① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること ② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと</p>
<p>19. 先端技術を活用した「しまね和牛」緊急改良事業補助金 【意見】 尺度・基準の内容の妥当性 子牛市場価格の向上が本補助金の目的であれば、同価格又はその上昇額や上昇率を尺度・基準とするのが望ましい。</p>	<p>(農畜産課) ゲノミック評価の結果が子牛市場価格に反映されるのは、評価した子牛が母牛に成長し、生んだ子牛が市場出荷される2～3年後になるため、子牛価格等を尺度・基準とすることは不相当と考える。</p>
<p>【意見】 補助対象の妥当性 本補助金では、事業実施主体を農業協同組合に限定しているが、同組合に限定する必要はない。少なくとも交付要綱上は同団体に限定する必要性はなく、他者にも門戸を広げるべきである。</p>	<p>(農畜産課) 現在、ゲノミック評価を受託できるのは、(一社)家畜改良事業団だけであり、その県内取扱窓口は島根県農業協同組合に指定されているため、他者に門戸を広げることはできない。</p>
<p>【指摘事項】 その他① 本補助金の事業実施主体は「島根県農業協同組合」とされており、消費税の課税事業者である。同組合としては、本補助金を用いた検査料の支払いが課税仕入となっているはずであり、その分消費税申告額が少なくなっているはずである。にもかかわらず、消費税の返還が行われておらず、実質的に課税仕入れに相当する額だけ経費を超える補助が行われている。よって、島根県は消費税相当額の返還を求めるべきである。</p>	<p>(農畜産課) 本事業は島根県農業協同組合を事業実施主体とし、生産者へ税抜きの経費を対象に定額補助する間接補助事業である。 家畜改良事業団の検査受託費用は、税抜き16,409円(税込み18,050円)であり、このうち県が10,000円を支援し、差の6,409円と消費税相当額の1,641円を併せた8,050円を生産者が負担すると整理しており、消費税相当額の返還は発生しない。</p>
<p>【意見】 その他② 本補助金については他の補助金交付要綱にあるような消費税に関する文言が設けられていないため、消費税の文言を明記する必要がある。</p>	<p>(農畜産課) 消費税に関する文言について、要綱改正し明記する。</p>
<p>【意見】 その他③ 検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないの で、その記録を残すべきである。</p>	<p>(農林水産総務課) 検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。 ① 軽易なものについては検査調書を伺</p>

	<p>う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること</p> <p>② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと</p>
<p>20. 県単強い農業づくり交付金</p> <p>【意見】 その他</p> <p>検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。</p>	<p>(農林水産総務課)</p> <p>検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。</p> <p>① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること</p> <p>② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと</p>
<p>21. しまね和牛生産振興事業繁殖雌牛更新対策補助金</p> <p>【意見】 尺度・基準の内容の妥当性</p> <p>本補助金の目的の達成度を測るための尺度・基準を「繁殖雌牛更新・増頭頭数」としている。確かに農林水産基本計画における成果指標として「繁殖雌牛頭数」を掲げているが、本補助金の目的は「子牛市場価格の向上を図る」ことにあるため、子牛市場価格の向上を反映した尺度・基準を設定して効果測定することを検討すべきである。</p>	<p>(農畜産課)</p> <p>導入・保留した子牛が、繁殖雌牛となり次の子牛を生産するまでには時間がかかるため、尺度・基準としての設定は困難。</p> <p>導入・保留した子牛の効果が市場価格に反映されるのは、導入等した子牛が母牛に成長し、生んだ子牛が市場出荷される2～3年後になるため、子牛価格等を尺度・基準とすることは不適當と考える。</p>
<p>【意見】 補助対象の妥当性</p> <p>本補助金の補助率は、増頭する農家においては更新牛及び増頭牛1頭あたり15万円、更新する農家においては1頭につき10万円となっている。令和2年度に始まった補助事業であるが、今後、当該補助率が妥当なのかどうか、子牛市場価格の動向や生産コストの推移等の観点から、補助率を見直すためのルール作りも検討すべきである。</p>	<p>(農畜産課)</p> <p>補助率の設定には、子牛市場価格や、国及び他県の事業を参考に実施しており、今後も、同様に対応していく。</p>
<p>【意見】 その他①</p> <p>交付要綱には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書に関する規定がない。当該規定がなければ、島根県が補助対象事業者についての消費税申告義務の有無や、課税方式などを把握して、仕入控除税額の有無を判定する必要がある。しかし、これでは島根県における補助金交付事務が非効率になるとともに、本来返還されるべき補助金の一部が返還されない可能性がある。公益法人等であっても場合によっては仕入控除税額が発生するケースもあるため、仕入控除税額報告書に関する規定は補助金の交付要綱に定め、補助対象事業者からその報告を受けること原則的な取扱いとすべきである。</p>	<p>(農畜産課)</p> <p>消費税に関する文言について、要綱を改正し明記する。</p> <p>補助事業者が課税事業者であるのか免税事業者であるかの確認については、書面提出やチェックリストを用いるなどの方法により、確実に確認していく。</p>

<p>【意見】 その他② 検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないの で、その記録を残すべきである。</p>	<p>(農林水産総務課) 検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。 ① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること ② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと</p>
<p>22. 農業復旧対策事業費補助金 【意見】 補助対象の妥当性① 実施基準には災害復旧工事は一般競争入札によるのを原則とする旨の定めがあるが、罹災時には速やかな復旧工事が望まれる以上、実施基準にこのような定めを置くのは適当ではない。</p>	<p>(農畜産課) 実施基準では一般競争入札を原則としているが、本事業は被災施設の早期復旧が目的であることから、復旧に緊急を要する場合、一般競争入札によらない方法で着工できることとしている。</p>
<p>【意見】 補助対象の妥当性② 本補助金は市町村から被害報告があった場合にはじめて「災害」の発生を把握するものであり、さらに市町村が復旧工事に補助金を交付する場合に本補助金も交付することが可能となるものである。すなわち、本補助金は市町村の報告の有無、予算措置の有無に左右されるものである。罹災農家の被害回復の迅速性や公平性という観点からこのような取り扱いが望ましいのか検討を要する。</p>	<p>(農畜産課) 島根県地域防災計画において、被害状況の調査は県管理以外は市町村が行うことになっており、被災状況を把握した市町村が復旧支援が必要と判断し予算措置を行っていることから、県は市町村が補助するものを支援している。 また、「農畜産業に関する気象災害対策実施要領」において、農畜産物等の被害状況の把握（報告）に当たっては、被災した農業者の速やかな生産活動の再開を支援するため、被災後3日以内に市町村から報告するものとしている。加えて、要綱の実施基準には「事前着工」の規定を設けている。</p>
<p>【意見】 その他 検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないの で、その記録を残すべきである。</p>	<p>(農林水産総務課) 検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。 ① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること ② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと</p>
<p>23. 水田農業経営安定推進緊急対策補助金 【意見】 尺度・基準の内容の妥当性 本補助金の効果をより直接的に測定するためには、水田園芸県重点推進6品目に取り組んだ農業生産者の増加数（転換者数）あるいは同6品目作付面積の増加面積を用いるべきである。(事務事業評価シートとの参考指標としては記載がある)。</p>	<p>(農畜産課) 「島根県創生計画」及び「島根県農林水産基本計画」においてKPIとして産出額が採用されており、生産者数や面積については具体的な目標値が設定されていないため、統一的に産出額を用いている。 一方で生産者数や面積は、目標である産</p>

<p>【意見】目標値の妥当性 本補助金では令和6年度で水田園芸県重点推進6品目の産出額60億円を目標としている。ただし、これは他の事業も含めた目標値であり、本補助金の目標値としては、この事業を利用した農業生産者の増加数（転換者数）あるいは6品目作付面積の増加面積を用いるべきである。</p>	出額の達成度を評価する重要な要素であることから、今後もこれらの実績を把握し、目標達成度を評価する。
<p>【指摘事項】その他① 本補助金の検査調書において、検査調書に記載された事業完了年月日（令和3年3月24日）よりも早い日付が検査年月日（令和3年3月22日）とされ、上長の承認印も押印されていた。事業完了日前に検査が完了することはありえず、このような記載は検査の実効性及び内部統制の有効性に疑義が生じかねない。</p>	<p>（農畜産課） 事業完了後の検査を徹底し、正しい時系列での手続実施に努める。また、職員各自の確認意識を高め、再発防止に努める。</p>
<p>【意見】その他② 検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないのので、その記録を残すべきである。</p>	<p>（農林水産総務課） 検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。 ① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること ② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと</p>
<p>24. 種子調製施設整備事業費補助金 【意見】その他 検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないのので、その記録を残すべきである。</p>	<p>（農林水産総務課） 検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。 ① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること ② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと</p>
<p>25. 水利施設等保全高度化事業補助金 【意見】目的の公益性① 交付要綱が定める「農業水利資産の維持保全をめぐる新たな支援体制の確立」というのは漠然不明確である。端的に「土地改良区が整備すべき貸借対照表の作成を支援するため」とすればよい。</p>	<p>（農村整備課） 交付要綱は農業農村整備事業全体の要綱であるため、個別事業の内容については、別表1に追記することとして、要綱改正を行った。</p>
<p>【意見】目的の公益性② そもそも土地改良区における貸借対照表の作成は法律により義務付けられたものであるが、土地改良区に限らず各種の財務資料の作成や備置を法律によって義務付けられている例は他にもあり、なぜ土地改良区に対してだけ島根県が財政的支援をするのか疑問がある。公益性の観点から本補助</p>	<p>（農村整備課） 土地改良法では、土地改良事業の造成主体が施設を管理する土地改良区に対して、施設に関する情報提供を行うよう努めることが規定されている。 また、国が定めた「土地改良施設の資産評価マニュアル」にも、「土地改良施設の資</p>

<p>金の必要性について検証すべきである。</p>	<p>産評価の際、国や都道府県等が造成した施設は、造成主体である国や都道府県等が施設の資産評価を行った上で、土地改良区にその情報を提供する」と記載されている。</p> <p>このことから、県が造成し、譲与した土地改良施設の資産評価については、県が支援を行っている。</p>
<p>【意見】補助対象の妥当性</p> <p>本補助金では、補助金額について「事業実施主体（補助対象者）が補助対象事業を実施するのに要する経費」としているが、いかなる費用が事業に要するものであるかが一義的でなく、「事業に要する経費」と定めるだけでは対象経費の範囲として漠然不明確であり、広範なものとなるおそれがある。人件費、材料購入費など対象経費をできるだけ交付要綱上明確にしておくべきである。</p>	<p>（農村整備課）</p> <p>交付要綱は農業農村整備事業全体の要綱であるため、個別事業の内容については、別表1に追記することとして、要綱改正を行った。</p>
<p>【意見】その他</p> <p>検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。</p>	<p>（農林水産総務課）</p> <p>検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。</p> <p>① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること</p> <p>② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと</p>
<p>26. 県単農地集積促進事業補助金</p> <p>【意見】尺度・基準の内容の妥当性</p> <p>本補助金の目的の達成度を測る尺度・基準として農地集積率を用いているが、農地をどれだけ集積できたかは目的の達成度を測る尺度ではなく目的を達成するための手段ないし方法である。よって、農地を集積したことによる効果、例えば産出増加額やコスト削減額を尺度として用いるほうが望ましい。</p>	<p>（農村整備課）</p> <p>本事業は担い手へ農地を集積することによる担い手の安定経営と継続的な農地の利用を目的とするものであり、ほ場整備された農地の4割以上を担い手の経営基盤とすることで担い手の安定経営に資する環境が整備され、農地の利用権等の設定期間も6年以上を求めることで継続的な農地の利用が確約されることから、農地の集積状況により目的の達成度は判断できると考えている。</p>
<p>【意見】その他①</p> <p>本補助金の目的は、「将来の農業生産を担う農業の担い手への農用地の利用集積を促進し、安定した農業経営を確立する」ことにあり、補助金を交付した後の農業の継続性が極めて重要であるが、現状では補助金を交付した後のフォローアップが十分に行われているとは言えない状況である。補助金交付段階で担い手要件が設けられており最低限の農業の継続性は担保されていると考えられるが、国庫補助事業では補助対象としない小規模な</p>	<p>（農村整備課）</p> <p>実施要領第4の1において、「利用権」及び「農作業受委託」の設定期間又は契約期間が6年以上のものであり、当該年度を含めて3年以上の設定期間を残しているものであることと規定しており、この設定期間内については、農業の継続性は確約されるものと考えている。</p>

<p>農地についてもあえて補助対象としたのであれば、その後の農業の継続性を確認する必要がある。少なくとも補助金を交付した後何年かは実施主体である市町村又は土地改良区に現状報告をさせるべきである。</p>	
<p>【意見】 その他② 検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないの で、その記録を残すべきである。</p>	<p>(農林水産総務課) 検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。 ① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること ② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと</p>
<p>【意見】 その他③ 本補助金の事業実施主体は「市町村又は土地改良区」とされており、市町村に関しては消費税の問題は発生しない。しかし、土地改良区については消費税の課税事業者であるかどうかの確認が網羅的に行われているわけではない。補助金を税抜で交付するのか税込で交付するのかを効率的に把握するため、補助対象者に対して消費税の課税事業者か否かに関する書面を提出させるべきである。</p>	<p>(農村整備課) 補助事業者が課税事業者であるのか免税事業者であるかの確認については、書面提出やチェックリストを用いるなどの方法により、確実に確認していく。</p>
<p>27. 県単農地集積促進事業補助金 【意見】 その他 検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないの で、その記録を残すべきである。</p>	<p>(農林水産総務課) 検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。 ① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること ② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと</p>
<p>28. しまねの農地再生・利活用促進事業（耕作放棄地再生利用緊急対策基盤整備等事業）補助金 【意見】 目的の公益性 「荒廃農地の再生利用」という目的自体には公益性が認められる。しかし、島根県の荒廃農地の面積が 7,000ha 弱で推移していることを考えると、荒廃農地の解消手段として再生作業推進機器（自走式及び乗車式草刈り機各 1 台）の貸出を行うということが効果的なのか大いに疑問がある。本補助金はもともと国庫補助事業であったところを事業仕分けによって廃止となったため島根県単独事業として存続させた経緯があるが国が廃止しようとしたものをあえて島根県が存続させた判断</p>	<p>(農村整備課) 本事業については、R 2 年度で完了しているため、今後、同様の事業を実施するにあたっては、参考とさせていただく。</p>

<p>が妥当であったのか疑問がある。</p> <p>なお、島根県の荒廃農地の面積が7,000ha弱で推移していることから、荒廃農地の解消策自体は必要であり、より効果的なものが求められる。</p>	
<p>【意見】 尺度・基準の内容の妥当性</p> <p>従前は耕作放棄地を再生した面積と指標(〈目標値〉58.8ha/年、〈実績値〉H28年度64.4ha、H29年度65.3ha、H30年度56.0ha)としていたことがあり、本補助金により解消した荒廃農地を尺度・基準とすることが妥当である。</p>	<p>(農村整備課)</p> <p>本事業については、R2年度で完了しているため、今後、同様の事業を実施するにあたっては、参考とさせていただきます。</p>
<p>【意見】 補助対象の妥当性①</p> <p>補助対象が島根県農業再生協議会のみであったが、荒廃農地の効果的な解消のためには特定の事業者に依拠しない方法を検討すべきである。</p>	<p>(農村整備課)</p> <p>本事業については、R2年度で完了しているため、今後、同様の事業を実施するにあたっては、参考とさせていただきます。</p>
<p>【意見】 補助対象の妥当性②</p> <p>補助対象として「補助対象者が補助対象事業を実施するのに要する経費」としているが、このような定め方ではいかなる費用が事業に要するものであるかが一義的でなく、「事業に要する経費」と定めるだけでは対象経費の範囲として漠然不明確であり、広範なものとなるおそれがある。人件費、材料購入費などできるだけ対象経費を交付要綱上明確にしておくべきである。</p>	<p>(農村整備課)</p> <p>本事業については、R2年度で完了しているため、今後、同様の事業を実施するにあたっては、参考とさせていただきます。</p>
<p>【意見】 その他①</p> <p>本補助金において、実際に草刈りが実施されたか否かの確認をしていない。本補助金の実績を知る上ではサンプル調査などの手法により現場を確認することが望ましい。</p>	<p>(農村整備課)</p> <p>本事業については、R2年度で完了しているため、今後、同様の事業を実施するにあたっては、参考とさせていただきます。</p>
<p>【意見】 その他②</p> <p>検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。</p>	<p>(農林水産総務課)</p> <p>検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること ② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと
<p>29. 中海干拓農地保有合理化促進事業補助金</p> <p>【意見】 目的の公益性</p> <p>近年の売渡実績が極めて低調な中、毎年1,000万円超の補助金を投入し続けている。また、補助金とは別に島根県職員が兼務している。平成元年に、島根県と財団法人島根県農業開発公社(現しまね農業振興公社)間で、島根県は同公社の従来からの業務に支障が生じないよう必要な措置を講じる旨の覚書が交わされているが、全ての区画が</p>	<p>(農地整備課)</p> <p>補助金の投入を前提とせず干拓農地の売渡や維持管理等行うためには、農地を公社から県が購入することが考えられるが、維持管理のための人件費、委託費等の経費が同様に必要になる他、購入のための費用も必要となる。また、ほとんどの農地がリースにより利用されている現状もあることから、現行の手法を継続することはやむを得</p>

<p>売れるまで本補助金をやめることができないのだとすれば、近年の売渡実績からすると、事実上、永久に補助金等の負担を続けなければならないおそれがある。補助金等の投入を前提としない事業のあり方について検討すべきである。</p>	<p>ないと考え、可能な限りの補助金額の削減を図る。</p> <p>まずは、公社と連携し、維持管理費の削減が期待できる設備の活用等による補助金額の削減手法を検討しているところ。</p>
<p>【意見】 補助対象の妥当性</p> <p>補助対象として「…に要する経費」としているが、このような定め方ではいかなる費用が事業に要するものであるかが一義的でなく、「…に要する経費」と定めるだけでは対象経費の範囲として漠然不明確であり、広範なものとなるおそれがある。人件費、材料購入費などできるだけ対象を交付要綱上明確にしておくべきである。</p>	<p>(農地整備課)</p> <p>補助金交付要綱を改定 (R4.3月) し、補助対象となる経費を明確にした。</p>
<p>【意見】 その他</p> <p>検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。</p>	<p>(農林水産総務課)</p> <p>検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること ② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと <p>(農地整備課)</p> <p>本事業については、R3 年度補助金から検査時に確認した内容を検査調書に記載し、突合した資料を添付した。</p>
<p>30. 令和2年度県単農地有効利用支援整備事業補助金</p> <p>【意見】 目的の公益性</p> <p>本補助金は、国庫補助事業の対象とならないものを対象としているが、それが果たして「食料自給力向上に資する」のか検討すべきである。</p>	<p>(農地整備課)</p> <p>本事業は、国庫補助事業の対象とならない(受益面積や事業費など国庫補助事業の採択要件を満たさない)小規模な基盤整備を支援することにより耕作放棄を未然に防ぎ将来にわたって農地を有効活用し、農業生産活動を行うこととしており、このことをもって、食料自給率の向上に一定程度の効果があると考えている。小規模基盤整備に対する地域のニーズは今後もあることから、引き続き、本事業を実施することにより、農家の農業生産意欲を継続させ、食料自給率の向上に寄与したい。</p>
<p>【意見】 尺度・基準の内容の妥当性</p> <p>本補助金は国庫補助事業の対象とならない簡易な基盤整備を主としており、国庫補助事業を補完するものであることから、本補助金単独での基準・尺度の設定はしていないとの理由から尺度・基準を設けていない。</p>	<p>(農地整備課)</p> <p>本事業の尺度・基準は、国庫補助事業の活用ができない地域(受益面積5ha未満など)等を対象として、本事業により簡易な基盤整備等を行うことで農地・農業用施設の機能保全を図り、引き続き農業生産活動</p>

<p>しかし、あえて県単の補助金を設けたのであれば、そこには目的が存在し、効果も測定できるはずであり、尺度・基準の設定は必要である。</p>	<p>が行われることであるとする。</p>
<p>【意見】 その他① 耕作放棄地を未然に防ぐための補助金であり、補助金を交付した後の農業の継続性が極めて重要であるが、島根県は補助金を交付した後のフォローアップを行っていない。平成 22 年度から補助金を支出しており、現状で耕作放棄地になっている箇所はないとの回答を得たが、あらかじめ島根県が把握していたわけではない。少なくとも補助金を交付した後何年かは実施主体である市町村又は土地改良区に現状報告をさせるべきである。</p>	<p>(農地整備課) 事業実施地区内において営農が継続されていることを確認するため、事業実施後（例えば 3 年後など）に事業実施主体から営農の現状報告（状況写真提出など）を行うよう実施要綱の改正など検討する。</p>
<p>【意見】 その他② 農業農村整備事業関係補助金交付要綱によれば、契約をする場合は原則として一般競争入札によらなければならないとされているが、本件では随意契約（いわゆる一社随契）となっていた。その理由としては、松江市土地改良区が「実施する工事は地元に着した内容で、現地状況に精通した業者でなければ適切な施工及び品質確保ができないため」、鹿足郡吉賀町土地改良区が「契約の相手方の選定をするにあたり、農地の保全や作業効率の向上を考慮すると過去に農地の改良等の実績があり、現地の地形や農地の基盤状況等地域の状況にも精通している者並びに地域からの信頼が厚い者に作業を依頼することが事業目的を達成するためには重要」とのことであった。一応随意契約とすべき理由は記載されていたが、他社でも施工可能と考えられ、例えば相見積もりをとるなどして価格の妥当性を担保するような方法を検討すべきである。</p>	<p>(農地整備課) 補助金交付要綱にも規定しているとおり、随意契約は可能であるが、相見積もりなどを徴収するなどして価格の妥当性を担保するよう、事業実施主体への指導を徹底する。</p>
<p>【意見】 その他③ 検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。</p>	<p>(農林水産総務課) 検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。 ① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること ② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと</p>
<p>【意見】 その他④ 本補助金の事業実施主体は「市町村又は土地改良区」とされており、市町村に関しては消費税の問題は発生しない。しかし土地改良区については消費税の課税事業者であるかどうかの確認が網羅</p>	<p>(農地整備課) 補助事業者が課税事業者であるのか免税事業者であるかの確認については、書面提出やチェックリストを用いるなどの方法により、確実に確認していく。</p>

<p>的に行われているわけではない。本件の土地改良区はすべて消費税の免税事業者であったため問題はなかったが、補助金を税抜で交付するのか税込で交付するのかを効率的に把握するため、補助対象者に対して消費税の課税事業者か否かに関する書面を提出させるべきである。</p>	
<p>31. 令和元年度県単ため池安全確保事業補助金 【意見】 尺度・基準の内容の妥当性① 本補助金は、農地の防災及び保全等のための、ため池等整備事業であることから、尺度・基準は設定されていない。しかし、補助事業として実施するという事は、農業政策に関する目的の公益性があると考えられ、成果がない場合は補助金の必要性に乏しいということになる。このため、島根県は、目的達成の尺度・基準の設定を検討することが望ましい。</p>	<p>(農地整備課) 本事業の目的は、農業用ため池下流の農地や農村集落等の安全・安心の確保を促進するものであり、営農の継続や集落が維持されることなどをもって事業の目的が達成されるものとする。 このため、この確認内容や方法等の検討を行う予定。</p>
<p>【意見】 尺度・基準の内容の妥当性② 本補助金は、ため池下流地域における安全・安心の確保を促進することが目的であるため、実際に安全・安心の確保が図られたか等の達成状況を確認できるような尺度・基準が考えられる。設定が困難な場合は、定性的な情報を含めた成果の把握方法や把握内容を検討することが望ましい。</p>	<p>(農地整備課) 本事業の目的は、農業用ため池下流の農地や農村集落等の安全・安心の確保を促進するものであり、営農の継続や集落が維持されることなどをもって事業の目的が達成されるものとする。 このため、この確認内容や方法等の検討を行う予定。</p>
<p>【意見】 その他 補助事業等検査調書（事業名：令和元年度県単ため池安全確保事業、事業主体名：出雲市、金額3,700,000円）について、どのような検査の手続きを実施したか、どのような証拠と突合して確認したか、それによって補助対象事業の何が（支出額、完了時期、施行状況など）適切と判断したかなどが不明である。調書はどのような検査を実施した結果、適切と判断したか等を明らかにするものであるため、実施した検査手続きや確認した証拠も含め詳細に記録して残すべきである。</p>	<p>(農林水産総務課) 検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。 ① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること ② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと</p>
<p>32. 令和2年度県単ため池安全確保事業補助金 【意見】 目的の公益性 令和2年度に実施された松江市内馬地区の護岸補修工事は、個人の畑が崩れる可能性があったとの理由で実施されている。島根県からの補助金が1,273千円交付されているが、上記畑の個人救済の色合いが濃く、ため池所有者である松江市自身が補修すべきであったのではないかと考える。島根県としては防災重点農業用ため池1,305箇所での防災工事等の実施にあたっては、優先順位を付けて適切に対策を講じていく状況にあることか</p>	<p>(農地整備課) 内馬ため池は、決壊等により下流の家屋や隣接する県道等への影響が懸念される防災重点農業用ため池に指定されている。 今回浸食を受けた護岸の直接的な背後地は個人所有の農地であるが、浸食が進行すればその背後の市道や耕作道路、山林等にも被害が及ぶ可能性があり、また、被害拡大に伴うため池内への土砂流入による貯水量の減少や取排水施設の閉塞、ため池下流域への土砂流出等、広範囲への影響拡大が</p>

<p>ら、工事等の公益性や優先性及び工事費用の金額的な面も考慮したうえで、島根県からの補助の必要性を判断すべきであり、補助金の公益性についての島根県の説明責任を果たす観点からも、島根県からの補助の必要性は慎重に検討すべきと考える。</p>	<p>懸念されるため、防災重点農業用ため池であることも考慮のうえ、本事業による補助が必要と判断したものである。</p> <p>今後も補助の必要性等について現地状況や下流域への影響度等を基に慎重に判断していく考えである。</p>
<p>【意見】 尺度・基準の内容の妥当性①</p> <p>本補助金は、農地の防災及び保全等のための、ため池等整備事業であることから、尺度・基準は設定されていない。しかし、補助事業として実施するということは、農業政策に関する目的の公益性があると考えられ、成果がない場合は補助金の必要性に乏しいということになる。このため、島根県は、目的達成の尺度・基準の設定を検討することが望ましい。</p>	<p>(農地整備課)</p> <p>本事業の目的は、農業用ため池下流の農地や農村集落等の安全・安心の確保を促進するものであり、営農の継続や集落が維持されることなどをもって事業の目的が達成されるものとする。</p> <p>このため、この確認内容や方法等の検討を行う予定。</p>
<p>【意見】 尺度・基準の内容の妥当性②</p> <p>本補助金は、ため池下流地域における安全・安心の確保を促進することが目的であるため、実際に安全・安心の確保が図られたか等の達成状況を確認できるような尺度・基準が考えられる。設定が困難な場合は、定性的な情報を含めた成果の把握方法や把握内容を検討することが望ましい。</p>	<p>(農地整備課)</p> <p>本事業の目的は、農業用ため池下流の農地や農村集落等の安全・安心の確保を促進するものであり、営農の継続や集落が維持されることなどをもって事業の目的が達成されるものとする。</p> <p>このため、この確認内容や方法等の検討を行う予定。</p>
<p>【意見】 目標値の妥当性</p> <p>補助金の効果測定のため、尺度・基準を設定したうえで適切な目標値を設定すべきである。</p>	<p>(農地整備課)</p> <p>定量的な尺度の設定は困難であり、営農の継続や農村集落等が維持されることをもって事業の目的が達成されると考えており、この確認内容や方法等について、検討を行う予定。</p>
<p>【意見】 その他</p> <p>補助事業等検査調書（事業名：県単ため池安全確保事業、事業主体名：松江市、金額 1,400,000 円及び 1,900,000 円）について、どのような検査の手続きを実施したか、どのような証拠と突合して確認したか、それによって補助対象事業の何が（支出額、完了時期、施行状況など）適切と判断したかなどが不明である。調書はどのような検査を実施した結果、適切と判断したかなどを明らかにするものであるため、実施した検査手続きや確認した証拠も含め詳細に記録して残すべきである。</p>	<p>(農林水産総務課)</p> <p>検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること ② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと
<p>33. 令和2年度淡水化代替水源対策助成交付金</p> <p>【意見】 尺度・基準の内容の妥当性①</p> <p>本補助金は、宍道湖・中海淡水化に替わる水源確保のための農業用水施設の整備事業であることから、尺度・基準は設定されていない。しかし、補助事業として実施するということは、農業政策</p>	<p>(農地整備課)</p> <p>本補助金は、国営事業による淡水化の中止に伴い、代替水源の確保対策となる県営事業（以下「代替事業」という）を円滑に実施するため、本補助金により地元負担の一部（代替事業に係る増加分）を交付（償</p>

<p>に関する目的の公益性があると考えられ、成果がない場合は補助金の必要性に乏しいということになる。このため、島根県は、目的達成の尺度・基準の設定を検討することが望ましい。</p>	<p>還時) するものである。 本補助金の目的は、代替事業の実施により淡水化に替わる水源を確保することであり、同事業は平成 29 年度までに全て完了しており、目的が達成されているため、補助金の交付時点において、目的達成の尺度等を設定することは困難であると考ええる。</p>
<p>【意見】 尺度・基準の内容の妥当性② 本補助金においては、水源確保のための農業用水施設の整備がどの程度進み、どの程度水源が確保できたか等の達成状況を確認できるような尺度・基準が考えられる。定量的な設定が困難な場合は、定性的な情報を含めた成果の把握方法や把握内容を検討することが望ましい。</p>	<p>(農地整備課) 同上</p>
<p>【意見】 目標値の妥当性 補助金の効果測定のための尺度・基準を設定したうえで適切に効果測定していくべきである。</p>	<p>(農地整備課) 同上</p>
<p>【意見】 その他① 本補助金について島根県農林水産基本計画（令和 2 年度～令和 6 年度）には特に盛り込まれていない。しかし、島根県からの補助金の交付がある以上、交付目的の公益性があると考えられ、島根県の農業政策上も重要な事業である。したがって、島根県の農林水産基本計画にも盛り込み、取り組みの必要性や進め方のポイント、事業の重要性や進捗状況などを含め、事業の内容等を島根県民に広く周知し、より理解を深めてもらう工夫も必要と考える。</p>	<p>(農地整備課) 本事業の目的である水源確保のための施設整備は全て完了しており、進捗状況等確認するすべがなく、将来目標である基本計画にもなじまないと考える。</p>
<p>【意見】 その他② 検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。</p>	<p>(農地整備課) 国営事業による淡水化事業と県営事業等による代替事業の地元負担金の差額（増加額）について、本補助金により助成するものであり、検査する事項がないことから、検査調書を作成していない。</p>
<p>34. 県民参加の森づくり事業費交付金 【意見】 目的の公益性 本補助金の効果測定のための尺度・基準として「活動参加人数」を設定しているのであれば、「活動参加人数の増加」等を目的に織り込むべきである。なお、県民と協働して実施する県民参加の森づくり事業を推進し、もって水を育む緑豊かな森を次世代に引き継ぐという目的の公益性に問題はない。</p>	<p>(林業課) 水を育む緑豊かな森を次世代に引き継ぐためには、森林保全活動への参加者、活動団体、整備面積の増加等を図っていく必要があるため、それらの活動を支援する本事業を推進することとし、補助事業の目的に明記していることから、補助事業の目的を変更する必要はないと考えている。</p>
<p>【意見】 尺度・基準の内容の妥当性 活動参加人数は本補助金の効果測定のための尺度・基準ではなく手段（方法）であるため、例えばアン</p>	<p>(林業課) 本事業は、県民と協働して森づくりを推進し、水を育む緑豊かな森を次世代に引き</p>

<p>ケートの満足度調査を点数化する、この事業に参加した経験のある林業就業者数、県産材利用者数など客観的に測定できるものとするのが望ましい。</p>	<p>継ぐことを目的としているため、本事業の活動参加人数の把握は、事業の達成度を測る尺度として重要であると考えている。</p> <p>なお、県では定期的に、水と緑の森づくり事業に係る県民向けのアンケートを行っており、県民からの本事業に対する評価や要望等を把握し、適宜必要な制度の見直し等を行っている。</p>
<p>【意見】 その他 検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。</p>	<p>(農林水産総務課) 検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。</p> <p>① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること</p> <p>② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと</p>
<p>35. 飯南町地域振興交付金（施設改修交付金） 【意見】 尺度・基準の内容の妥当性 尺度・基準は設定されていないが、本交付金の目的が、研修館等の活用も目的とすることからすれば、研修館等の活用状況を尺度・基準として設定した上で、評価を実施することが望ましい。</p>	<p>(林業課) 本交付金は研修館等を活用した地域振興施策が推進されることを目的としているが、その施策、研修館等の活用方法は飯南町が主体となって継続的に企画・実施されるものである。</p> <p>このことから、研修館等の活用状況に予め一定の尺度、基準を設定して、その達成度を測ることは、町の主体性に制限を掛けることとなり、適当ではないと考える。</p> <p>なお、県においても研修館等の利用状況の把握は必要と考えるため、今後、飯南町から研修館等の利用実績の提出を求めることとした。(H30～R2：提出済み)</p>
<p>【意見】 目標値の妥当性 上記で尺度・基準を設定した上で、適当な目標値を設定することが望ましい。</p>	<p>(林業課) 尺度・基準を設定することが困難であるため、目標値は設定できない。</p>
<p>【意見】 その他 検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。</p>	<p>(農林水産総務課) 検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。</p> <p>① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること</p> <p>② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと</p>
<p>36. 飯南町地域振興交付金（負担軽減交付金） 【意見】 尺度・基準の内容の妥当性 尺度・基準は設定されていないが、本交付金の</p>	<p>(林業課) 本交付金は研修館等を活用した地域振興施策が推進されることを目的としている</p>

<p>目的が、研修館等の活用も目的とすることからすれば、研修館等の活用状況を尺度・基準として設定した上で、評価を実施することが望ましい。</p>	<p>が、その施策、研修館等の活用方法は飯南町が主体となって継続的に企画・実施されるものである。</p> <p>このことから、研修館等の活用状況に予め一定の尺度、基準を設定して、その達成度を測ることは、町の主体性に制限を掛けることとなり、適当ではないと考える。</p> <p>なお、県においても研修館等の利用状況の把握は必要と考えるため、今後、飯南町から研修館等の利用実績の提出を求めることとした。(H30～R2：提出済み)</p>
<p>【意見】 目標値の妥当性 上記で尺度・基準を設定した上で、適当な目標値を設定することが望ましい。</p>	<p>(林業課) 尺度・基準を設定することが困難であるため、目標値は設定できない。</p>
<p>【意見】 その他 検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。</p>	<p>(農林水産総務課) 検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。</p> <p>① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること</p> <p>② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと</p>
<p>37. 原木流通円滑化緊急対策事業費補助金 【意見】 目的の公益性 中間土場は伐採した木材の一時保管場所であるが、土場を整備（例えば、アスファルト舗装）することにより、伐採した木材に土がつかず木材の曲がりや品質を判別する仕分作業が確実にできたり、裁断の際に機械を傷めずに済んだり、木材を湿気から守ることができたりする。そのため、中間土場をアスファルト舗装することで伐採した木材の価値を高めることができる。中間土場を整備することの意義はここにあり、そのような意義はコロナ禍においてはじめて生じたというものではない。「林業活動の規模自体が縮小することのないよう、原木の一時保管場所となる中間土場の整備を支援する」とするが、林業活動の規模は木材の需要との関係で決まるものであり、保管場所の多寡で決まるものではない。中間土場自体は恒久的な施設であり、その整備の支援自体、コロナ禍という一時的な事象に対応するための措置とは言い難い。</p> <p>いずれにしてもコロナ禍を安易に理由にしているきらいがある。中間土場の整備の意義は先ほど述べたとおりであり、木材の価値を高めるために</p>	<p>(林業課) 当該事業は既に終了しているため、今後の事業構築の参考にしたい。</p>

<p>は今後も整備が望まれるものである。そうであるならば、一時的な事情を理由にせず、きちんと整備を進めていくべきであろう。</p>	
<p>【意見】 尺度・基準の内容の妥当性①</p> <p>「原木流通円滑化緊急対策事業実施要領第 13 により、達成状況の報告」という尺度・基準は要するに本補助金の対象の中間土場の整備の進捗度合というだけで、本補助金によりどのような効果があったのかという点では何の尺度・基準にもなっていない。</p> <p>中間土場はそれを整備すること自体が目的ではなく、それが原木生産に利用されてこそ意味がある。そこで、中間土場における原木保管量又は中間土場を経由して市場に出た原木量を尺度・基準とすべきである。</p>	<p>(林業課)</p> <p>当該事業は既に終了しているため、今後の事業構築の参考にしたい。</p>
<p>【意見】 尺度・基準の内容の妥当性②</p> <p>そもそも中間土場の整備状況の把握がされておらず、目標値を立てる意識が乏しい。中間土場の意義は先ほど述べたとおりであり、計画的な支援が望まれるところである。中間土場がどれくらい必要か把握することは困難とのことだが、森林作業道については整備目標がある。概算であっても中間土場の必要面積を推計するなどして、整備目標を設定すべきである。</p> <p>目標値を設定できない理由として、「新型コロナウイルスによる木材取引の低迷への一時的な対応のため」としているが、中間土場自体は恒久的な施設であり、その整備支援を一時的対応と位置付けるのはナンセンスである。</p>	<p>(林業課)</p> <p>原木増産に向けた施策を進行中で、必要があれば推計等していく。</p>
<p>【意見】 その他①</p> <p>交付要綱上は中間土場の規格構造が定められているが、整備された中間土場がその規格構造に適合しているか否かの点検はされていない。交付要綱で規格構造を定めている以上、サンプル調査などの手法により整備された中間土場について規格構造に合致するか否かを確認することが望ましい。</p>	<p>(林業課)</p> <p>当該事業は終了しているため、今後の事業構築の参考にしたい</p>
<p>【意見】 その他②</p> <p>検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。</p>	<p>(農林水産総務課)</p> <p>検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。</p> <p>① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること</p> <p>② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと</p>

<p>38. 島根県林業公社長伐期施業転換推進事業補助金</p> <p>【意見】 目的の公益性</p> <p>本補助金の目的は、長伐期施業転換に伴う分収林契約変更にかかる経費の補助であるが、これは林業公社支援事業の取組みの一つとして実施されている。林業公社支援事業の目的は、林業公社を支援し経営の安定化を図ることにより森林資源の充実を図ることである。森林資源の充実という目的の公益性はあると考えられるが、特定の公社の経営支援自体に目的の公益性が認められるかについては疑問がある。補助金の必要性については、一法人の経営努力と補助金による支援とのバランスを慎重に検討していくべきである。</p>	<p>(林業課)</p> <p>公益社団法人島根県林業公社は、主に県、市町の出資により設立し、これまで本県の人工林面積の11%に相当する約2.1万haの森林の造成・管理を行っており、設立の目的である森林資源の充実による公益的機能の高度発揮や雇用創出等による農山村地域の振興等に重要な役割を果たしている。</p> <p>林業公社の分収造林事業は、造林から主伐により収益を得るまで約80年もの長期間を要することから、自立的運営が可能な収益が確保できるまでの間、林業公社の経営安定化や森林整備に必要な経費を貸付や補助事業により支援することで、森林の公益的機能の維持増進や県産木材の安定供給、雇用創出等を図ることを目的としており、林業公社支援事業は公益性のある事業であると考えている。</p> <p>林業公社支援事業の取組の1つとして実施している本事業は、公益的機能の持続的発揮が期待される長伐期施業への転換のため、約7,000人の土地所有者との契約変更手続きに係る経費の支援を行うものであり、円滑な実施を図るために支援が必要であると考えている。</p>
<p>【意見】 補助対象の妥当性</p> <p>補助対象者は公益社団法人島根県林業公社のみであるが、島根県内の各森林組合なども、森林所有者の森林経営のために経営指導、施業の受委託、共林産物の加工・販売など様々な事業を行っており、我が国における森林整備の中心的な担い手となっている。このため、長伐期施業を積極的に進める上では、補助対象者を公社に限定せず、森林組合や他の民間業者も含め、幅広く対象とすることを検討すべきである。</p>	<p>(林業課)</p> <p>本事業は、公益性の高い事業を行っている林業公社の分収契約地について長伐期施業への転換を支援し、森林の公益的機能の多面的発揮と公社事業経営の安定化を推進することを目的としており、支援対象は林業公社のみであると考えている。</p>
<p>【意見】 その他①</p> <p>検査調書には検査野帳が添付され、検査結果として、検査員が確認した証拠類の名称の記載はあるが、実績金額が補助金の交付目的のためにのみ支出されたことを、どのように確かめたか不明である。また、実績報告書に添付されている事業費精算書の各支出額にチェックマークは付されているが、どのような証拠と支出額を突合したか不明である。検査調書及び検査野帳等は、当該支出が</p>	<p>(農林水産総務課)</p> <p>検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。</p> <p>① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること</p> <p>② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと</p>

<p>適切であることを客観的に示すものであるところ、各支出金額の適切性に係る確認証拠、判断過程、判断根拠を詳細に記録し残すべきである。</p>	
<p>【意見】 その他②</p> <p>交付要綱には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書に関する規定がない。当該規定がなければ、島根県が補助対象事業者についての消費税申告義務の有無や、課税方式などを把握して、仕入控除税額の有無を判定する必要がある。しかし、これでは島根県における補助金交付事務が非効率になるとともに、本来返還されるべき補助金の一部が返還されない可能性がある。公益法人等であっても仕入控除税額が発生するケースもあるため、仕入控除税額報告書に関する規定は補助金の交付要綱に定め、補助対象事業者からその報告を受けることを原則的な取扱いとすべきである。</p>	<p>(林業課)</p> <p>現在のところ規定はないが、本年度中に消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書に関する規定を設ける方向で検討中である。</p> <p>補助事業者が課税事業者であるのか免税事業者であるかの確認については、書面提出やチェックリストを用いるなどの方法により、確実に確認していく。</p>
<p>39. 島根県林業公社不成績林等処理対策事業補助金</p> <p>【意見】 その他</p> <p>検査調書の記載だけでは判断過程や根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。</p>	<p>(農林水産総務課)</p> <p>検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。</p> <p>① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること</p> <p>② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと</p>
<p>40. 循環型林業に向けた原木生産促進事業費補助金</p> <p>【意見】 尺度・基準の内容の妥当性</p> <p>本補助金の効果測定のための尺度・基準が定められていない。本補助金は「利用期を迎えた森林の主伐を促進し、県産原木の供給力を高めること」を目的の一つとしているため、補助金の効果は、その目的の達成度を図らなければわからない。また、期待される効果が発揮されているか否かは、交付の継続や中止の判断基準になると考える。したがって、例えば主伐の促進や原木の供給に関連する尺度を設定して効果測定すべきである。</p>	<p>(林業課)</p> <p>事務事業のK P Iに県産原木の供給力を示す原木生産量を計上していないが、K P Iの他に参考とすべきデータ欄に、原木生産量を記載し、その達成度を計っている。</p>
<p>【意見】 目標値の妥当性</p> <p>農林水産基本計画 73 頁(製材用原木の需要拡大と安定供給)では、5年後の目指す姿として、「人工林 1ha 当たりの原木販売額を 5%アップ」、「令和 6 年度までに 2 製材工場を新設し、県内製材工場の原木需要量を現状の 100 千 m³から 131 千 m³に増加」という成果指標を掲げ、その結果、生産する原木のうち製材用原木の割合を現状 12%から 17%</p>	<p>(林業課)</p> <p>事務事業のK P Iにご指摘の以下の項目の追加を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製材工場の原木需要量 ・ 製材用原木の取引割合

<p>以上に引き上げることを目指している。 したがって、補助金の効果測定に係る尺度・基準を定めるに当たっては、農林水産基本計画で掲げている指標及び本補助金自体の目的に整合した目標値を設定して効果測定することが必要である。</p>	
<p>【意見】 その他① 補助事業等完了検査報告書、補助事業等検査調書、検査状況写真について、検査時の写真や農林局長、林業部長など関係者の確認印が押印されているが、どのような検査の手続きを実施したか、どのような証拠と突合したか、それによって補助対象事業の何が（支出額、完了時期、施行状況など）適切と判断したかなどが不明である。検査調書は当該支出が補助金の交付目的に照らして適切であることを客観的に示すものであるところ、各支出金額の適切性に係る判断過程、判断根拠を詳細に記録し残すべきである。</p>	<p>(農林水産総務課) 検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。 ① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること ② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと</p>
<p>【意見】 その他② 交付要綱には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書に関する規定がない。当該規定がなければ、島根県が補助対象事業者についての消費税申告義務の有無や、課税方式などを把握して、仕入控除税額の有無を判定する必要がある。しかし、これでは島根県における補助金交付事務が非効率になるとともに、本来返還されるべき補助金の一部が返還されない可能性がある。公益法人等であっても仕入控除税額が発生するケースもあるため、仕入控除税額報告書に関する規定は補助金の交付要綱に定め、補助対象事業者からその報告を受けることを原則的な取扱いとすべきである。</p>	<p>(林業課) 改正し交付要綱に規定済み。 補助事業者が課税事業者であるのか免税事業者であるかの確認については、書面提出やチェックリストを用いるなどの方法により、確実に確認していく。</p>
<p>41. 令和元年度原木搬出作業道開設事業費補助金 【意見】 尺度・基準の内容の妥当性 尺度・基準として森林作業道開設の距離数を設けている。森林作業道の整備状況を把握するためには必要なことではあるが、本補助金の目的は主伐の促進にあるので、森林作業道を利用して主伐された木材の生産量を尺度・基準とすることを検討すべきである。</p>	<p>(森林整備課) 当該事業は終了しているため、今後の事業構築の参考にしたい。</p>
<p>【意見】 目標値の妥当性 上記尺度・基準に沿った目標値を設定すべきである。</p>	<p>(森林整備課) 当該事業は終了しているため、今後の事業構築の参考にしたい。</p>
<p>【意見】 その他 本補助金を利用して開設された森林作業道が主伐のために現に利用されているか確認していない。本補助金の目的は主伐の促進にあるので、サ</p>	<p>(森林整備課) 当該事業は終了しているため、今後の事業構築の参考にしたい。</p>

<p>ンプル調査などの手法により整備された森林作業道について主伐に利用されているのか確認することが望ましい。</p>	
<p>42. 令和元年度（元年災）県単林地崩壊防止事業補助金 【意見】 その他 検査調書の記載だけでは判断過程や根拠が明らかでないの、その記録を残すべきである。</p>	<p>(農林水産総務課) 検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。 ① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること ② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと</p>
<p>43. 令和2年度災害被害森林復旧対策事業補助金 【意見】 その他① 本補助対象事業でいう「災害」については、実施要領において「気象災害」と明記されている。一般的に、「気象災害」は大雨、強風、雷などの気象現象によって生じる災害を意味しているところ、本補助金でいう「災害」は、例えば地震による災害も対象としており、「気象災害」に限られない。そのため、実施要領で定める「災害」の定義と実際に対象となる災害の内容とが一致していないため、本補助金の「災害」の定義について実績に即した定義に修正すべきである。</p>	<p>(森林整備課) 本補助事業の対象となる「災害」について、実態を踏まえ、災害の定義を地震等も対象となるよう「気象災害」から「自然災害」に改め、関係規定を改正。</p>
<p>【意見】 その他② 検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないの、その記録を残すべきである。</p>	<p>(農林水産総務課) 検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。 ① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること ② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと</p>
<p>44. 令和2年度林業種苗供給力強化事業補助金 【指摘事項】 その他① 事業実施要領第2において、「事業は原則として競争入札に付すものとする。なお、競争入札により難しい場合は、その理由を明らかにし、随意契約によることができる。」とされている。しかし当補助金の交付対象となった契約について、理由が付されずに随意契約とされているものが存在した。これは、当要領に違反している。 地方公共団体が随意契約とする場合には、地方自治法施行令等によらなければならない。本補助金の補助対象者は地方公共団体ではないが、本要領は上記地方自治法施行令の趣旨を踏まえた規定</p>	<p>(森林整備課) 事業実施主体へ随意契約による場合の理由書の提出を徹底させる。 また、事業実施主体が入札方式を県に報告する規定（例規改正）を検討する。</p>

<p>であると考えられ、随意契約によらざるを得ない理由足りうるかを判断するためにも、その理由の記載は必要である。</p>	
<p>【意見】 その他② 検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。</p>	<p>(農林水産総務課) 検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。 ① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること ② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと</p>
<p>45. 令和2年度林内路網整備事業費補助金 【意見】 尺度・基準の内容の妥当性① 尺度・基準として森林作業道開設の距離数を設けている。森林作業道の整備状況を把握するためには必要なことではあるし、本補助金の目的の一つである「林業専用道と森林作業道のネットワークを整備」を把握することにもつながる。ただ、「林業専用道と森林作業道のネットワーク」ということであれば、その接続状況が分かる尺度・基準とすべきである。</p>	<p>(森林整備課) 林業専用道と森林作業道の路網ネットワークを整備し、原木生産の効率化により、「原木生産と再造林の低コスト化」を図ることを目的としているため、「目的」の達成度を測るための尺度・基準として、原木生産コストを低減した事業体の割合及び再造林コストを低減した事業体の割合とする。</p>
<p>【意見】 尺度・基準の内容の妥当性② 本補助金の目的の一つは「原木生産と再造林の低コスト化を図ること」にあるので、森林作業道を利用して主伐された木材の生産量を尺度・基準とすることを検討すべきである。また、「原木生産と再造林の低コスト化」を目的としているので低コスト化したか否かを図る尺度・基準を設けるべきである。</p>	<p>(森林整備課) 当該補助金交付による「目的」の達成度を測るための尺度・基準として、原木生産コストを低減した事業体の割合及び再造林コストを低減した事業体の割合を検討する。</p>
<p>【意見】 目標値の妥当性 上記尺度・基準に沿った目標値を設定すべきである。</p>	<p>(森林整備課) 森林作業道を接続した林業専用道の路線数、原木生産コストを低減した事業体の割合、再造林コストを低減した事業体の割合を目標値に設定を検討する。</p>
<p>【意見】 その他① 本補助金を利用して開設された森林作業道が主伐のために現に利用されているか確認していない。本補助金の目的は主伐の促進にあるので、サンプル調査などの手法により整備された森林作業道について主伐に利用されているのか確認することが望ましい。</p>	<p>(森林整備課) 衛生画像を活用した伐採地等を抽出するプログラム（林野庁開発）を用いて、伐採状況のサンプル調査を検討する。</p>
<p>【意見】 その他② 交付要綱上は5年以内の用途変更を禁止している。本補助金を利用して整備された森林作業道について用途変更がないかの確認をしていない。用</p>	<p>(森林整備課) 補助金の交付決定に際し、5年以内に知事の承認を受けないで転用し、又は用途変更してはならない条件を付しており、適正な</p>

<p>途変更禁止違反の場合、補助金の返還の問題が生じるのであるから、用途変更の有無について現地確認をすべきである。</p>	<p>手続きが行われるよう補助事業者を指導する。</p>
<p>46. 令和2年度（2年災）県単林地崩壊防止事業補助金 【意見】 その他 検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。</p>	<p>（農林水産総務課） 検査調書の記載内容について、以下の運用を部内各所属に周知した。 ① 軽易なものについては検査調書を伺う中で、その伺い文の中に確認した事項を記載すること ② 上記①の方法によりがたい場合はチェックリスト等の活用により、何と突合したかわかるようにしておくこと</p>
<p>47. 令和2年度間伐小径木搬出促進事業補助金 【意見】 その他 検査調書の記載だけでは何と突合して適切と判断したのか判断過程や判断根拠が明らかでないので、その記録を残すべきである。</p>	<p>（森林整備課） 当該事業は終了しているため、今後の事業構築の参考にしたい。</p>
<p>48. 浜田地区水産振興対策事業交付金 【意見】 尺度・基準の内容の妥当性 補助金の目的達成度を測るための尺度・基準を、高度衛生管理型荷さばき施設整備による浜田地区まき網漁業・沖合底引き網漁業の生産額としているが、現在稼働している7号荷捌き施設はまき網漁業を対象としており、沖合底引き網漁業は現在整備工事が始まっている4号荷捌き施設が対象とするものである。したがって、7号荷捌き施設に対する補助金の目的達成度を測るためには浜田地区まき網漁業の生産額を尺度とし、沖合底引き網漁業の生産額は含めないようにすることが望ましい。</p>	<p>（水産課） 今回の尺度・基準は、県の事務事業評価のKPIとしている。このKPIの設定期間は、島根創生計画のR2～R6年度となるため、まき網漁業に加え、R5年4月に高度衛生管理型荷捌き所が稼働予定の沖合底びき網漁業の生産額も含めている。</p>
<p>【意見】 目標値の妥当性 補助金の目的達成度を測るための尺度・基準について、その実績値が目標値を下回っている場合に、島根県としては特段の検討はなされていないとのことである。しかし、過疎対策事業債の償還金を補助しているということは、実質的には高度衛生管理型荷さばき施設の整備費用の一部を補助していることと同じであり、施設整備の効果測定に積極的に関わるべきと考える。事業実施主体である浜田市において効果測定と対応の検討がなされている場合は、その内容等を把握して、必要に応じて協議・指導・助言等を行うなどの対応が必要と考える。</p>	<p>（水産課） 目標の達成度については、事務事業評価の中のKPI評価として評価している。今後も「浜田漁港高度衛生管理推進協議会」等を通じて浜田市を含めた関係者と協力しながら、目標の達成に向け取り組んでいく。 （参考：R3年度事務事業評価） ①課題 高度衛生管理型荷さばき施設を活用した、生産から流通までの適切な高度衛生管理の徹底。 ②方向性 高度な衛生管理が実践されるよう、今後も定期的に「浜田漁港高度衛生管理推進協議会」の開催し、検証等を行う。</p>

<p>【意見】その他①</p> <p>交付要綱では補助金交付の目的を「浜田漁港の活性化及び県西部全体の活性化」としているが、これでは荷さばき施設を整備したことによる効果との関係や、活性化の具体的中身が不明瞭である。浜田漁港の活性化及び島根県西部全体の活性化を補助金の目的として位置付けること自体が問題ではないが、当該施設整備により、直接的に期待される効果が、外来船の誘致促進、陸揚量の増加、付加価値の向上（水産物の品質低下防止）と魚価の安定にあるならば、交付要綱に定める補助金交付の目的においては、そのことを明示し、補助金の効果測定との関係を明確にすべきと考える。</p>	<p>（水産課）</p> <p>交付要綱第2条（目的）に、直接的に期待される効果として県の事務事業評価のKPIである「浜田地区まき網漁業・沖合底引き網漁業の生産額（を増加させ）」との文言を明記し、直接的に期待される効果を明示した。</p>
<p>【意見】その他②</p> <p>浜田地区水産振興事業における7号荷捌き所（まき網用）については、浜田市を事務局として施設利用者で構成される「浜田漁港高度衛生管理推進協議会」が設置され、衛生管理体制の構築・運営を推進していくこととされている。島根県は当該施設の直接的な利用者ではないが、補助金を交付している立場であり、また、浜田漁港は浜田市のみならず島根県の水産業の発展にとっても極めて重要であることから、施設整備の効果に対するモニタリングを含めて、当該協議会への積極的な関与がますます必要と考える。さらに、今後整備される4号荷捌き所（沖合底引き用）に対して、7号荷捌き所の整備・運営上の課題が生かされているかについても、島根県として積極的にモニタリングしていく必要があると考える。</p>	<p>（水産課）</p> <p>島根県は「浜田漁港高度衛生管理推進協議会」の構成員となっており、衛生管理体制の構築・運営に取り組んでいる。</p> <p>今後も当該協議会に積極的に関与し、目的の達成に向け取り組んでいく。</p>
<p>【意見】その他③</p> <p>水産庁は漁港における衛生管理対策の優良事例として全国各地の漁港の取り組み事例やその効果の内容を取りまとめている。これらの漁港の取り組みや効果に関する情報収集を島根県としても行い、関係者間での情報共有や今後の対応協議等に積極的に関与していくことが望ましい。</p>	<p>（沿岸漁業振興課）</p> <p>全国の高度衛生管理型荷捌き施設等での取組や効果について収集し、「浜田漁港高度衛生管理推進協議会」等を通じて関係者に情報提供する。</p>